

太宰府市屋外広告物等に関する制度 禁止地域の許可基準一覧

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1

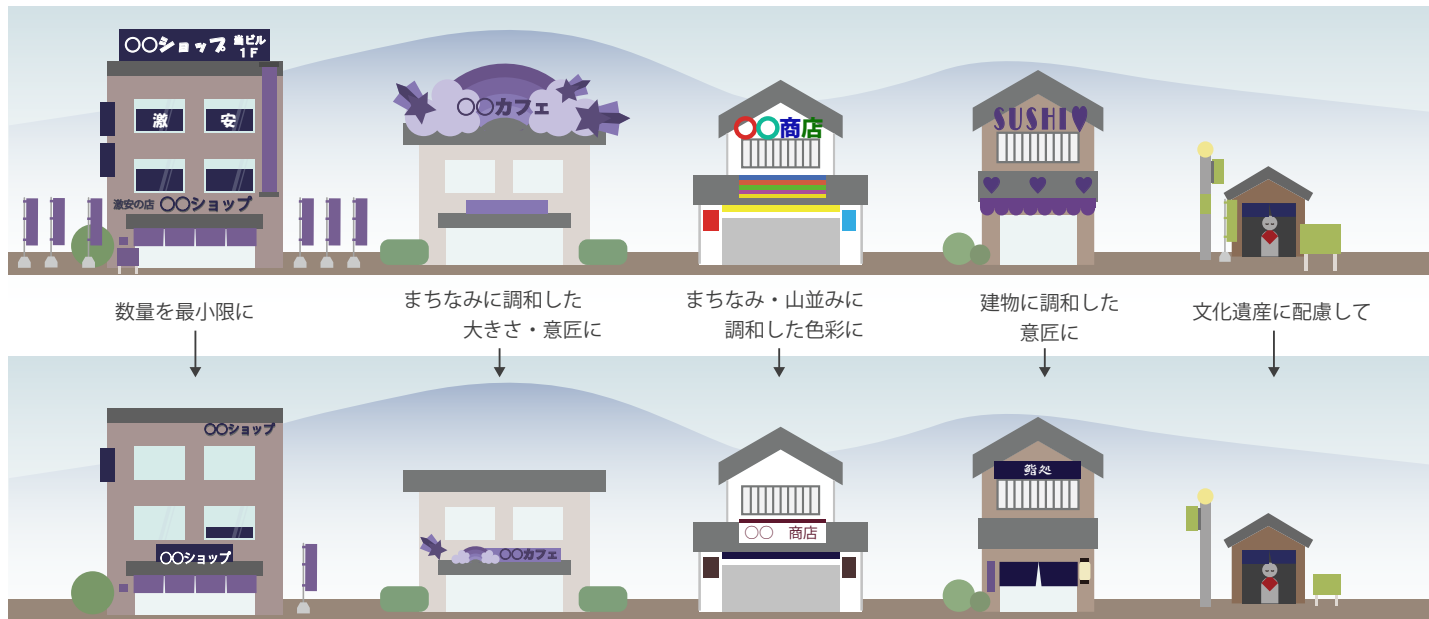
太宰府市 都市整備部 都市計画課
景観・歴史のまち推進係

TEL : 092-921-2121 Email : urban-planning@city.dazaifu.lg.jp

禁止地域で屋外広告物及び掲出物件を表示・設置する際は、**① 共通基準**、**② 個別基準**、**③ 敷地内総量**をお守りください。

① 共通基準（屋外広告物表示の方針）

- ・屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。
- ・屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないこと。
- ・屋外広告物の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとする。
- ・建築物、工作物に付属する屋外広告物は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
- ・文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮し、できる限り非自家用広告物の設置を避けること。
- ・道路法、建築基準法等、市条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合させること。



【 共通基準のイメージ 】

【経過措置】

- ・本制度施行前から表示されている物件や、制度の改正後に新基準に不適合となる物件は、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示できます。
- ・本制度施行前は許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

【許可申請手続き不要の物件】

本地域では、次の①～③のいずれかに該当する屋外広告物は許可申請不要で表示できます。

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準を順守してください。

① **自家用屋外広告物**で1敷地内の屋外広告物の合計表示面積が **5 ㎡以下**の場合② **管理用広告物**で1敷地内の屋外広告物の合計表示面積が **3 ㎡以下**の場合③ 次の **a~ j** のいずれかに該当する場合

- 他法令の規定で表示義務があるもの
- 公共団体が公共目的で表示するもの
- 公職選挙法の規定により選挙運動のために表示するポスター、立看板等
- 冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの
- 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等のため、会場敷地内に表示するもの
- 人、動物、自動車を除く車両、船舶等に表示するもの
- 政治団体が表示する簡易広告物等で、表示期間が1か月以内のもの
- 工事現場の板塀等に表示するもので、非営利のもの（工事期間中に限る）
- 公益施設等への寄贈者名等の表示で、物件面積の1/20以内かつ0.5㎡以内のもの（1個まで）
- 自動車の外装に表示するもので、次の①、②のいずれかに該当するもの
 - ①市内に車庫登録しているもので、表示面積の合計が10㎡以内のもの（路線バスを除く）
 - ②市外に車庫登録しているもので、当該地の屋外広告物制度に準拠したもの

この資料は禁止地域の制限の概要をまとめたものです。

本制度では、この資料に記載の事項のほかにも「禁止広告物」「禁止物件」などの禁止事項があります。

また、屋外広告管理者の届出制度や広告物協定制度などもあります。

この資料に記載していない詳しい内容は「太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き」をご確認ください。

② 個別基準

■はり札・はり紙
許可期間：1月

 $S \leq 1 \text{ m}^2$

■広告幕 許可期間：1月

 $S \leq 15 \text{ m}^2$
 ※風圧に耐えるようしっかりと係留すること。

■立看板 許可期間：1月

 $a \leq 2 \text{ m}$
 $b \leq 1 \text{ m}$
 $h \leq 0.3 \text{ m}$

■アドバルーン
許可期間：許可地域では1月
禁止地域、広告物景観育成地区では1週間

 ・1敷地につき1個まで
 ※風圧に耐えるようしっかりと係留すること。

■広告旗 許可期間：1月

 ・ $S \leq 2 \text{ m}^2$
 ・4本以上設置する場合は、相互距離を3m以上とする。

※許可期間が1週間～1月の屋外広告物のうち、良好な管理が行われていると特に認められるものは、許可期間を最大3年まで延長することができます。

■バス停利用 許可期間：3年間

 $S \leq 1/3 S'$
 S' （1面）

■消火栓標識利用 許可期間：3年間

 ・ $a \leq 0.4 \text{ m}$
 ・ $W \leq 0.8 \text{ m}$
 ・ $h \geq 4.5 \text{ m}$ （車道上）、
 2.5m（歩道上）

■電柱・街灯柱等利用 許可期間：3年間

【巻付・塗布】
 ・ $a \leq 1.8 \text{ m}$
 ・ $h \geq 1.2 \text{ m}$
 ・1本につき1個まで

【袖付】
 ・ $a \leq 1.5 \text{ m}$
 ・ $W \leq 0.8 \text{ m}$
 ・ $h \geq 4.5 \text{ m}$ （車道上）、
 2.5m（歩道上）

■定期路線バスの外面利用 許可期間：3年間
 形態意匠の基準、及び交通安全の観点から、電光表示・反射素材等に関する基準があります。詳細はお問い合わせください。

■屋上広告物

表示不可

■壁面広告物（各壁面の表示面積割合の上限） 許可期間：3年間

 $S \leq 1/5 S'$
 S' （開口部含む1立面）

自家用広告物のみ表示可

■突出広告物 許可期間：3年間

 ・ $W \leq 1.0 \text{ m}$
 ・上端は建物の軒高まで
 ・ $h' \geq 2.5 \text{ m}$ （歩道上）、4.5m（車道上）

自家用広告物のみ表示可

■独立広告物（広告板・広告塔） 許可期間：3年間

 ・ $H \leq 6 \text{ m}$
 ・ $S \leq 3 \text{ m}^2$ （1面あたり）

自家用広告物のみ表示可

■独立広告物（案内誘導広告物） 許可期間：3年間

 ・ $H \leq 5 \text{ m}$
 ・ $S \leq 2 \text{ m}^2$ （1面あたり）
 ・案内誘導に必要な文言・図案に限る。
 ・複数施設の内容を表示する場合は高さ・大きさ・色彩等の共通化を図ること。

③ 敷地内総量

■屋外広告物の表示面積（1敷地あたり）

15 ㎡以内

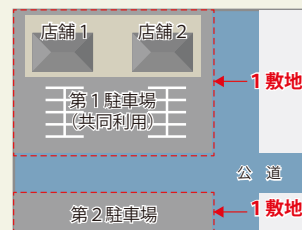
■1敷地の考え方

「1敷地」とは、土地の契約内容や所有権又は分筆の有無だけでは判断せず、土地の利用実態に応じて、個別に判断します。

したがって、共通の目的

で利用される土地すべてを1敷地と判断します。

なお、その中に公道など利用目的が異なる敷地がある場合は、一敷地とは判断しません。



■面積の算定方法

・矩形以外の屋外広告物の表示面積の算定は、最も突出している線を算定のための外線とし、矩形に置き換えて算定します。

【右図「びあの教室」の例】

表示面積＝ $a \times b$ 

■特例制度

太宰府市景観・市民遺産審議会は、景観・市民遺産に関する事項を審議する付属機関で、有識者・関係団体・市民代表によって組織しています。許可基準に満たない場合でも、この審議会で「太宰府の良好な景観形成に寄与する」と特に認めた場合は、特別に許可することができます。

※屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、及び独立広告物の許可基準は地域・地区によって異なります。本地域以外の内容は別途確認してください。